

参考資料

(地方財政)

地方交付税の機能

地方交付税

財源保障機能（マクロ）

＜地方財政全体の財政需要の充足＞
地方財政が計画的運営を維持するために必要な財源を国全体として保障

財源保障機能（ミクロ）

＜個別団体の財政需要の充足＞
地方団体が法令等に基づき実施する一定水準の行政の計画的運営を保障
(例) 小・中学校教職員の標準法に基づく配置、公共事業費の地方負担等に伴う財政需要の充足

財政調整機能（ミクロ）

＜団体間の格差是正＞
税源の偏在による地方団体間の財政力格差を是正

毎年度の地方財政計画策定

地方財政全体として必要な歳出総額が賚られるよう、他の収入とあわせて、必要な交付税総額を保障

毎年度の地方交付税算定

各地方団体の財政需要に見合う財源を地方税収入と地方交付税で充足するよう保障するとともに、地方税収入の格差を是正

(注) 上記のミクロの財政調整機能を財源調整機能と呼び、上記の地方交付税の機能全体を財政調整機能(広義の財政調整機能)と呼ぶこともある。

マクロの地方交付税総額とミクロ(各地方公共団体毎)の地方交付税額

予算編成時（9月～12月）

1. 全自治体（都道府県及び市町村）の歳入歳出を見込み、収支不足を見積り
2. 収支不足を補てんするため、法定率分に加えて、一般会計からの特例加算等を行って交付税を増額
⇒ 交付税総額の決定

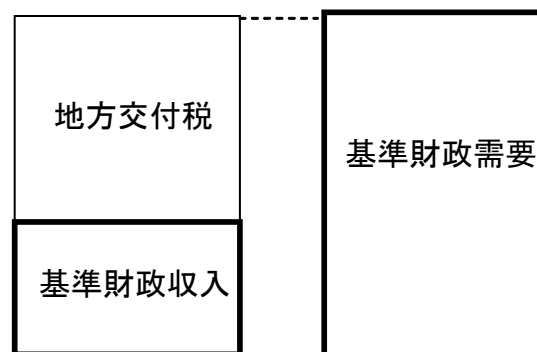
予算決定後（1月～7月）

1. 予算編成で決定した交付税総額を配分するため、基準財政需要の算定の基準（単位費用、測定単位、補正係数）を毎年改定
2. 改定した算定基準により、各自治体の基準財政収入と基準財政需要を算定して普通交付税を配分

【地方財政収支見通し】

歳出	歳入
給与関係費	歳出歳入ギャップを補てん ⇒ 交付税総額の決定
一般行政経費	地方税
投資的経費	国庫支出金
公債費	地方債

【各団体の普通交付税算定】



基準財政需要は年末に決定された交付税総額の配分基準である

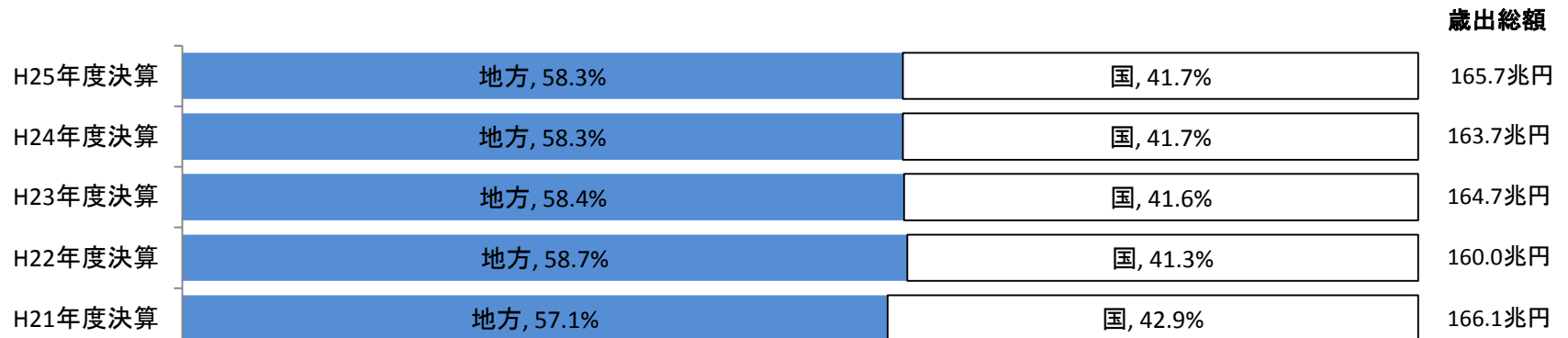
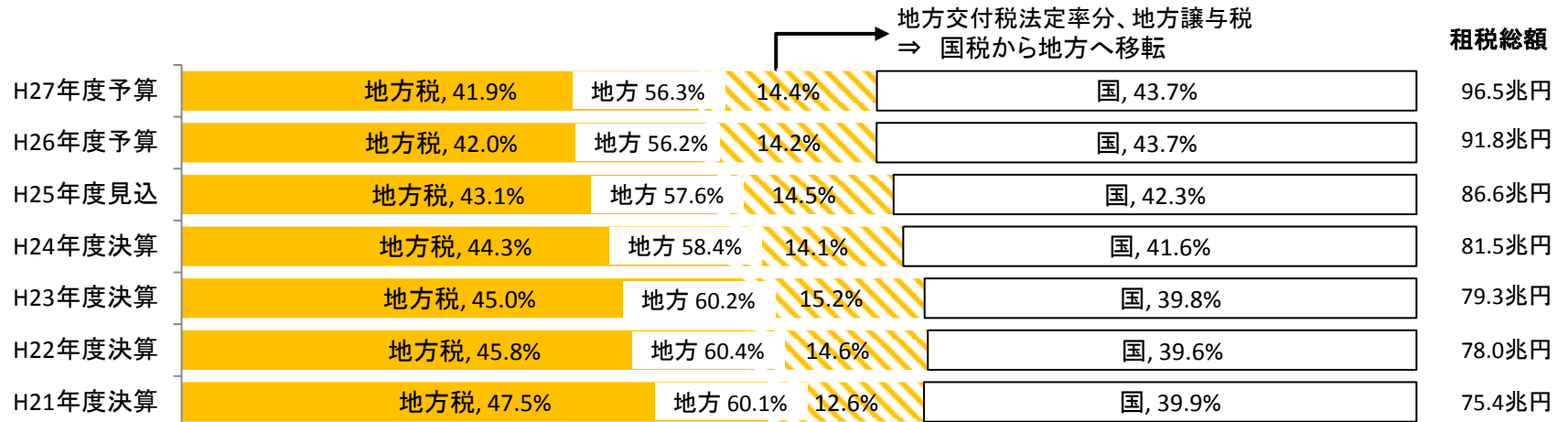
普通交付税（交付税の94%^(注)）：7月に決定
 特別交付税（交付税の6%^(注)）：12月・3月に決定
 総務省が決定

⇒ 総務省と財務省の折衝を経て、交付税総額が決定。

(注) 平成28年度の普通交付税は95%（特別交付税は5%）、平成29年度以降の普通交付税は96%（特別交付税は4%）となる予定。

国と地方の財源と歳出の比率

- 地方交付税の①**現在の法定率分**(国税5税の概ね3割)と地方譲与税(地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税など)による財政移転により、**すでに、国と地方の役割分担(純計歳出比)を超えて、地方に手厚い税源配分が実現**されている。
- **これに加え、国から地方に対して、地方交付税の②別枠加算や③財源不足に対する加算**が行われている。



地方交付税 法定率の推移

(単位：%)

年 度	地方交付税率		
	国税三税	消費税	たばこ税
1954 (昭29)	(当初予算) 所得税 19.66 法人税 19.66 酒 税 20.0		
	(補正後予算) 所得税 19.874 法人税 19.874 酒 税 20.0		
1955 (昭30)	22.0		
1956 (昭31)	25.0		
1957 (昭32)	26.0		
1958 (昭33)	27.5		
1959 (昭34)	28.5		
1961 (昭36)			
1962 (昭37)	28.9		
1964 (昭39)			
1965 (昭40)	29.5		
1966 (昭41)	32.0		
1988 (昭63)			

年 度	地方交付税率		
	国税三税	消費税	たばこ税
1989 (平元)	32.0	24.0	25.0
1996 (平8)			
1997 (平9)	32.0	29.5	25.0
1998 (平10)			
1999 (平11)	(所得税 32.0 法人税 32.5 酒 税 32.0)	29.5	25.0
2000 (平12)	(所得税 32.0 法人税 35.8 酒 税 32.0)	29.5	25.0
2006 (平18)			
2007 (平19)	(所得税 32.0 法人税 34.0 酒 税 32.0)	29.5	25.0
2013 (平25)			
2014 (平26)	(所得税 32.0 法人税 34.0 酒 税 32.0)	22.3	25.0
2015 (平27)	(所得税 33.1 法人税 33.1 酒 税 50.0)	22.3	
2016 (平28)			
2017 (平29)	(所得税 33.1 法人税 33.1 酒 税 50.0)	19.5	

地方交付税の法定率の見直しについて(平成27年度)

○ 地方交付税の法定率の見直し

平成27年度において、現行の国・地方の税財源配分等を踏まえた交付税原資の安定性の向上等の観点からの見直しとして、

- ① 変動の大きい法人税の割合を引下げ、相対的に安定的な所得税の割合を引上げ、
- ② たばこ税について、地方たばこ税(税収はたばこ税と同水準)があることを踏まえ、交付税の対象から外し、地方税のない酒税の法定率を50%に引上げ。

(現行)所得税:32.0%、法人税:34.0%、たばこ税:25%、酒税:32%、消費税:22.3%

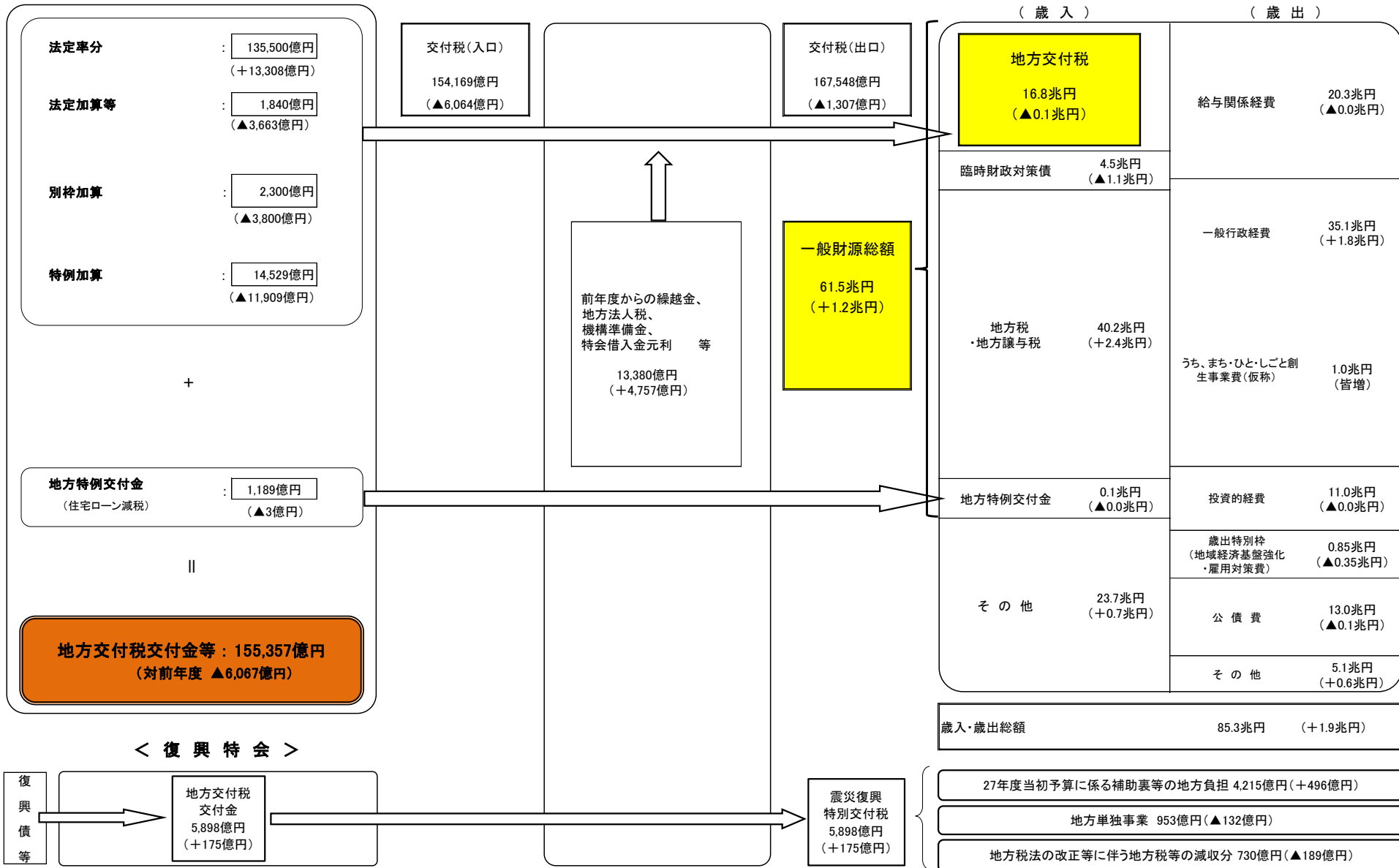
(見直し後)所得税:33.1%、法人税:33.1%、たばこ税:—、酒税:50%、消費税:22.3%

平成27年度地方財政計画の概要

< 一般会計 >

< 交付税特会 >

< 地方財政計画 >



(注) ()内は対前年度増減

平成27年度地方財政計画

歳入

	26年度	27年度	
			増減額
地方税	350,127	374,919	+24,792
地方譲与税	27,564	26,854	▲ 710
地方特例交付金	1,192	1,189	▲ 3
地方交付税	168,855	167,548	▲ 1,307
（うち法定率分(精算減を含む)）	119,046	133,013	+13,967
（うち法定加算等）	8,648	4,326	▲ 4,322
（うち別枠加算）	6,100	2,300	▲ 3,800
（うち特例加算）	26,438	14,529	▲ 11,909
（うち前年度からの繰越金、特会借入金利払等）	8,623	13,380	+4,757
（一般財源計）	547,738	570,510	+22,772
国庫支出金	124,491	130,733	+6,242
地方債	105,570	95,009	▲ 10,561
（うち臨時財政対策債）	55,952	45,250	▲ 10,702
（臨財債除き地方債）	49,618	49,759	+141
使用料・手数料	15,862	16,044	+182
雑収入	40,059	40,689	+630
全国防災事業一般財源充当分	▲ 113	▲ 275	▲ 162

歳入計	833,607	852,710	+19,103
-----	---------	---------	---------

地方交付税（入口ベース）	160,232	154,169	▲ 6,064
地方交付税交付金等（一般会計）	161,424	155,357	▲ 6,067
地方交付税（出口ベース）	168,855	167,548	▲ 1,307

歳出

	26年度	27年度	
			増減額
給与関係経費	203,414	203,351	▲ 63
退職手当以外	184,803	185,291	+488
退職手当	18,611	18,060	▲ 551
一般行政経費	332,194	350,589	+18,395
うち単独分	139,536	139,964	+428
うち元気創造事業費(26) まち・ひと・しごと創生事業費(27)	3,500	10,000	+6,500
地域経済基盤強化・雇用等対策費	11,950	8,450	▲ 3,500
公債費	130,745	129,512	▲ 1,233
維持補修費	10,357	11,601	+1,244
投資的経費	110,035	110,010	▲ 25
うち単独分	52,279	52,758	+479
うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	-
公営企業繰出金	25,612	25,397	▲ 215
うち企業債償還費	16,132	16,247	+115
水準超経費	9,300	13,800	+4,500

歳出計	833,607	852,710	+19,103
歳出計（水準超経費を除く）	824,307	838,910	+14,603

一般歳出	677,430	693,151	+15,721
------	---------	---------	---------

(注1) 予算ベースの地方交付税(入口ベース)の増減額は▲6,064億円、地方交付税(出口ベース)の増減は▲1,307億円

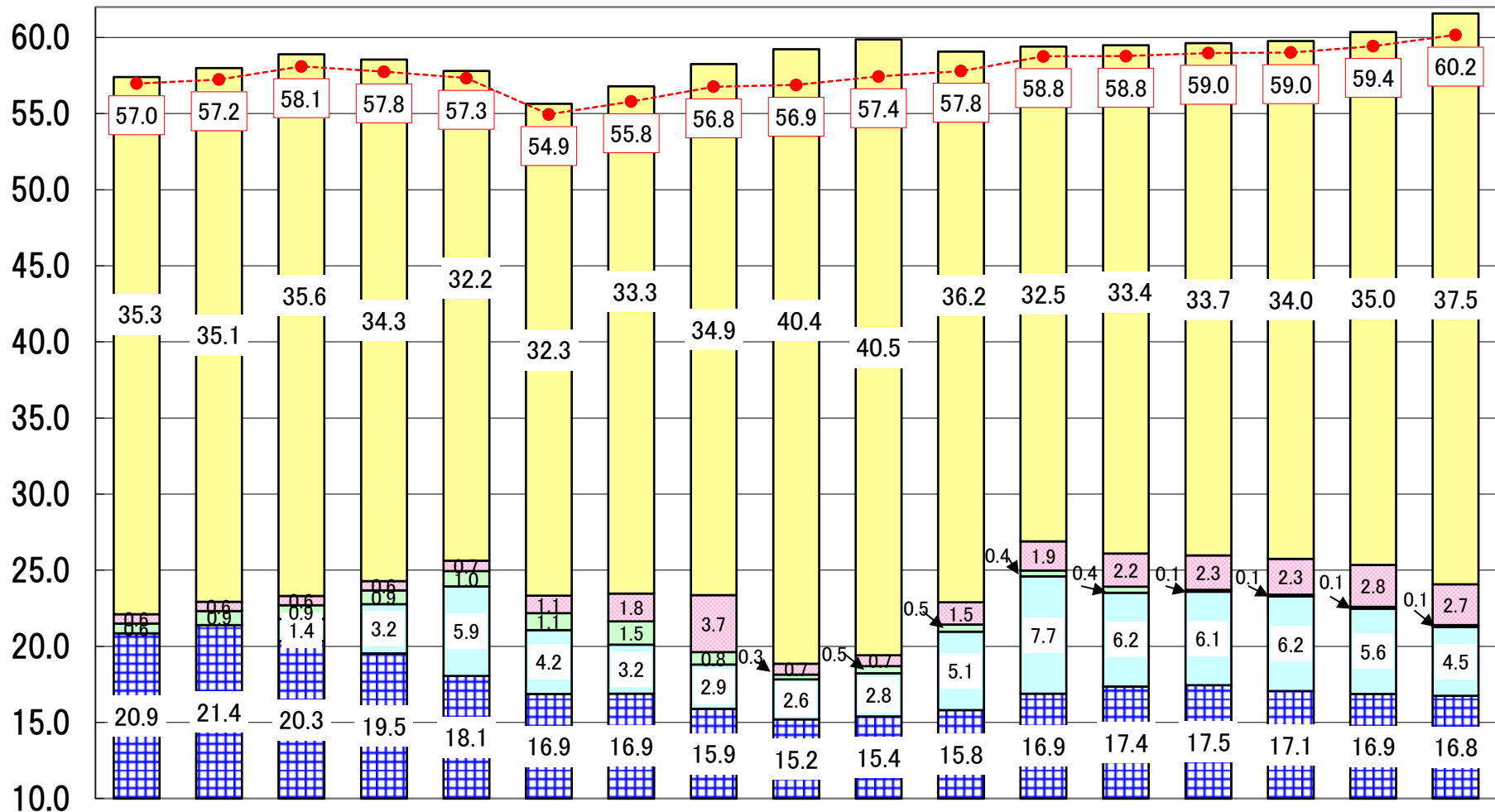
(注2) 計数は四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 一般歳出は、歳出計から公債費、公営企業繰出金のうち企業債償還費及び水準超経費を控除したものである。

(注4) 27年度においては上記の他、復興特会からの繰入5,898億円を財源として、交付税特会において震災復興特別交付税5,898億円を計上。

地方一般財源総額(地財計画ベース)の推移

地方税
 地方譲与税
 地方特例交付金
 臨時財政対策債
 地方交付税
 一般財源(水準超除き)

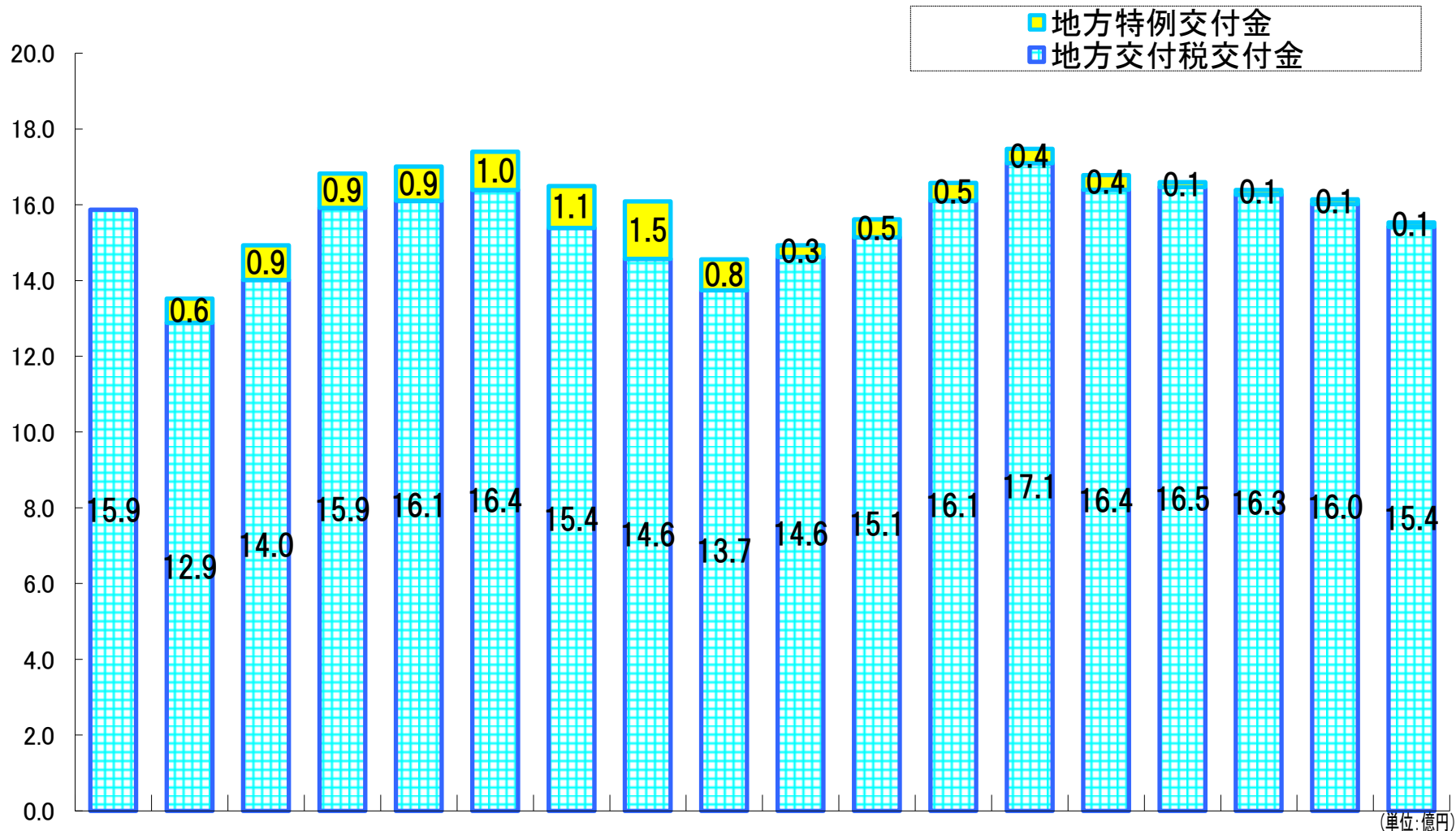


【地財計画ベース】

(単位:兆円)

	1999 H 11	2000 H12	2001 H13	2002 H14	2003 H15	2004 H16	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27
交付税(出口ベース)	20.9	21.4	20.3	19.5	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8
地方一般財源総額	57.4	58.0	58.9	58.6	57.8	55.6	56.8	58.3	59.2	59.9	59.1	59.4	59.5	59.6	59.8	60.4	61.5
地方一般財源総額 (水準超経費除き)	57.0	57.2	58.1	57.8	57.3	54.9	55.8	56.8	56.9	57.4	57.8	58.8	58.8	59.0	59.0	59.4	60.2

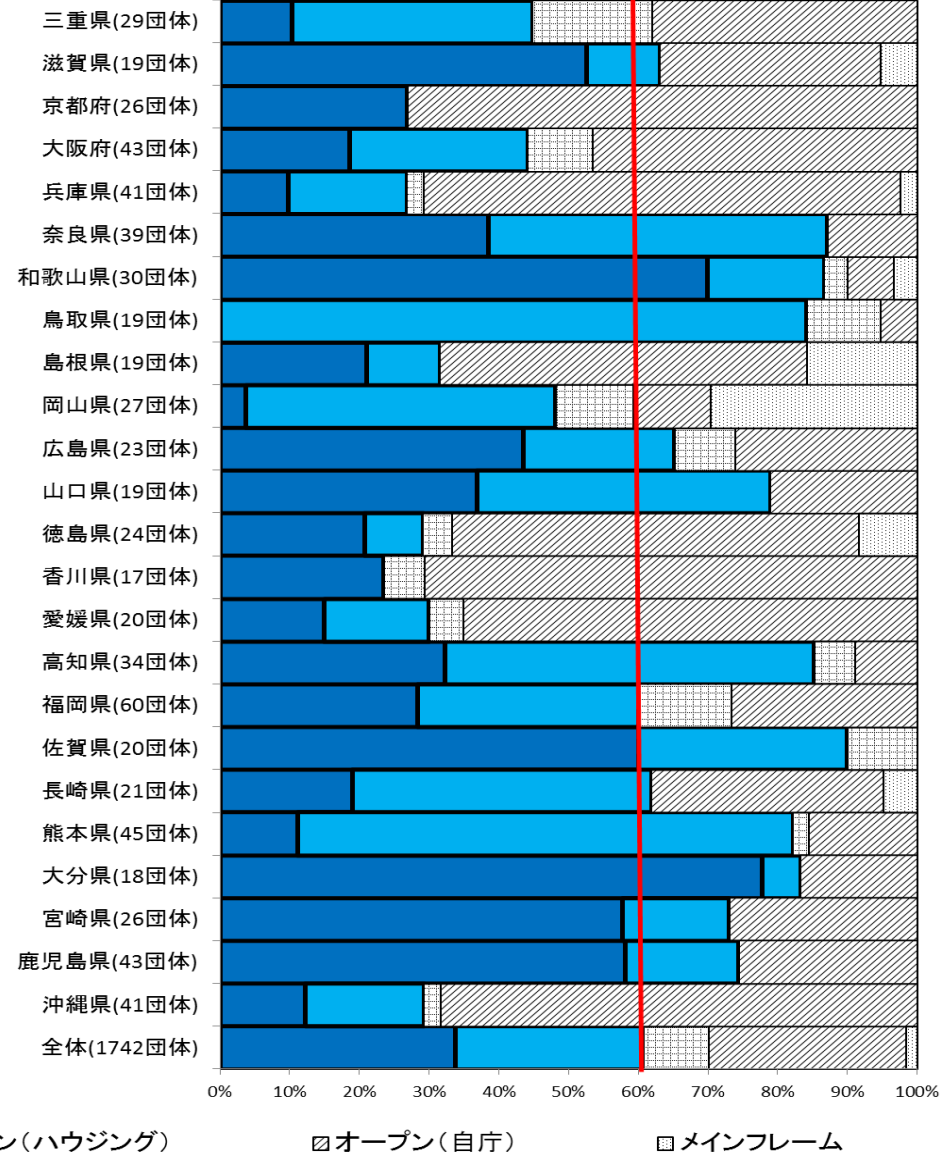
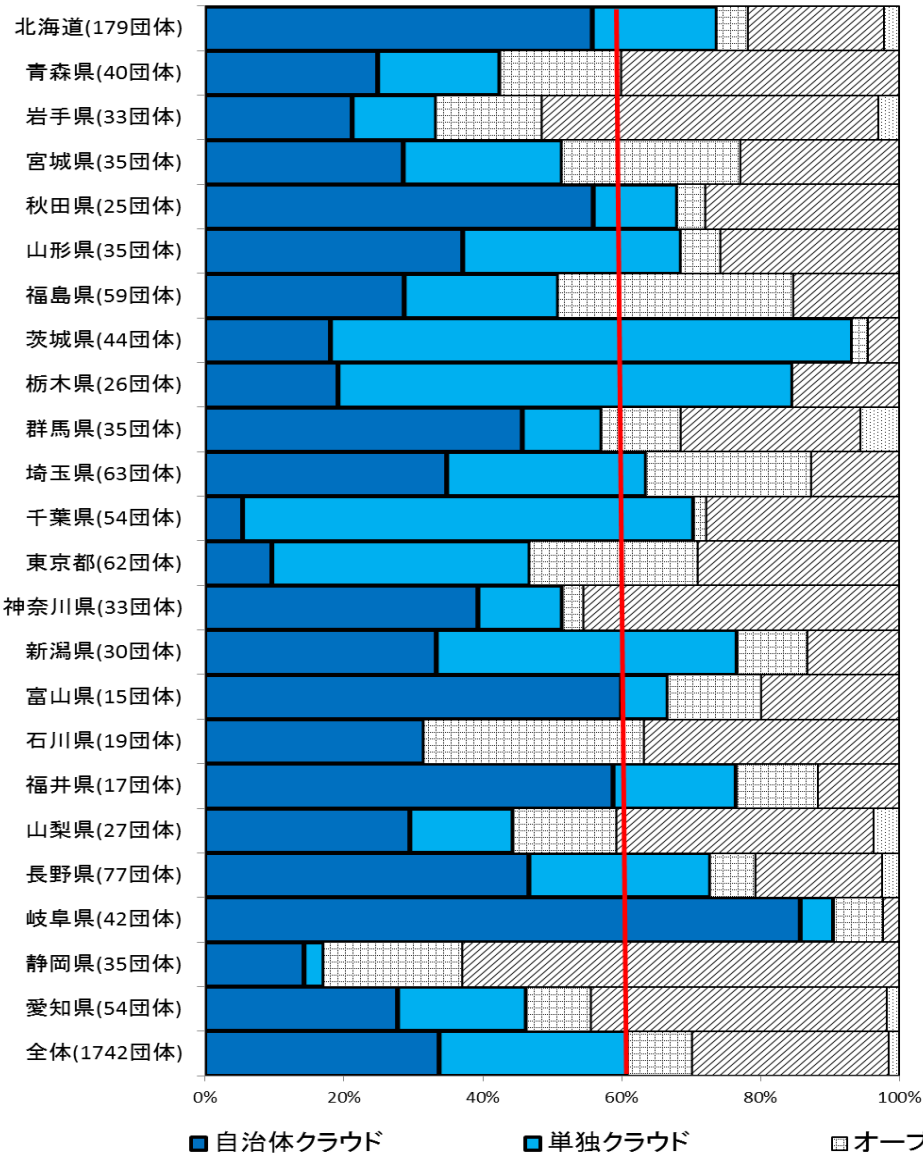
地方交付税交付金等(一般会計ベース)の推移



(単位:億円)

	1998 H10	1999 H11	2000 H12	2001 H13	2002 H14	2003 H15	2004 H16	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27
地方交付税交付金等	158,702	135,230	149,304	168,230	170,116	173,988	164,935	160,889	145,584	149,316	156,136	165,733	174,777	167,845	165,940	163,927	161,424	155,357
伸率	-	▲ 14.8%	+ 10.4%	+ 12.7%	+ 1.1%	+ 2.3%	▲ 5.2%	▲ 2.5%	▲ 9.5%	+ 2.6%	+ 4.6%	+ 6.1%	+ 5.5%	▲ 4.0%	▲ 1.1%	▲ 1.2%	▲ 1.5%	▲ 3.8%

都道府県別次期システムのクラウド化の見込み (平成26年4月現在)

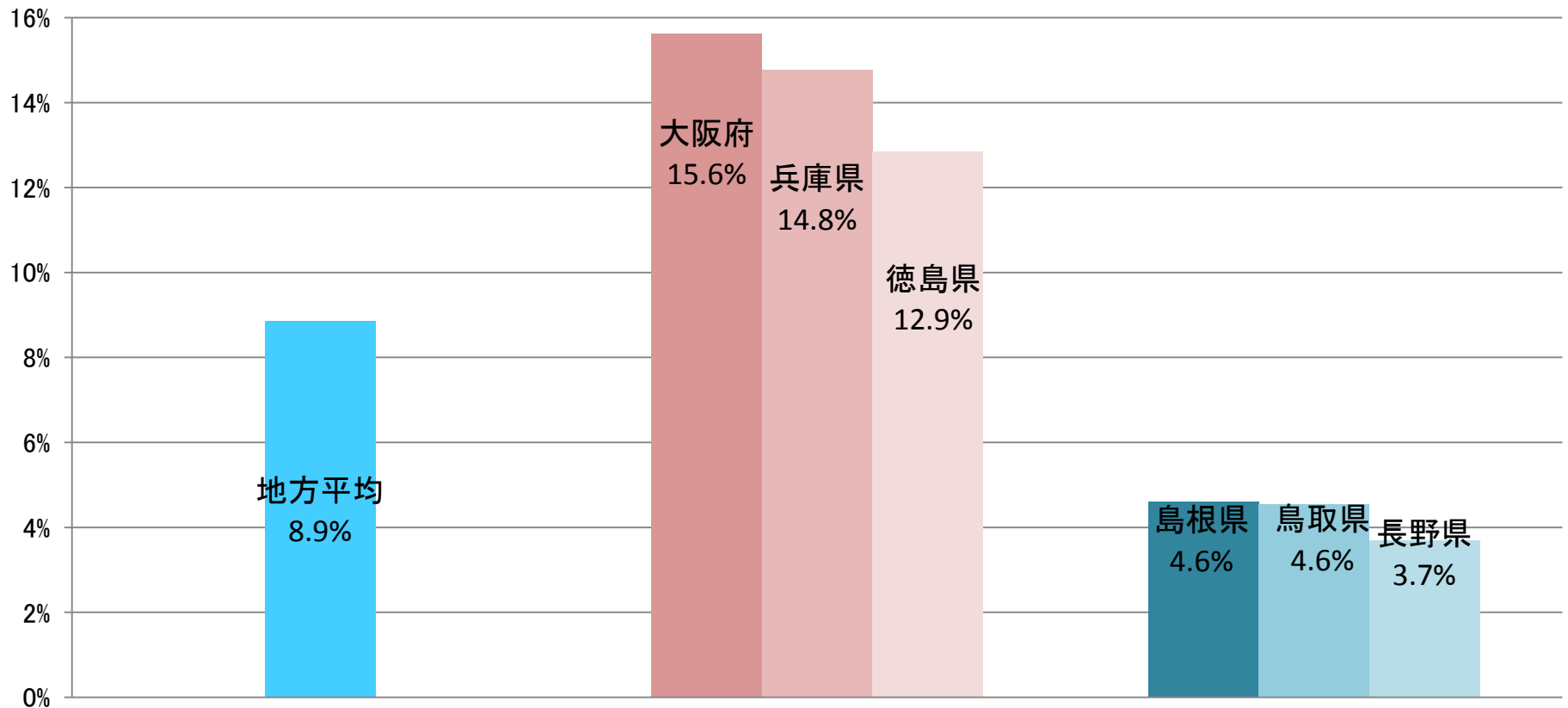


クラウド化団体全体平均値:60.8%(1060団体/1742団体中)

一般職員に占める技能労務職員の割合の比較

➤ 一般職員(※1)に占める技能労務職員の割合は地域によって大きくばらつきがある。(平成24年4月1日時点)

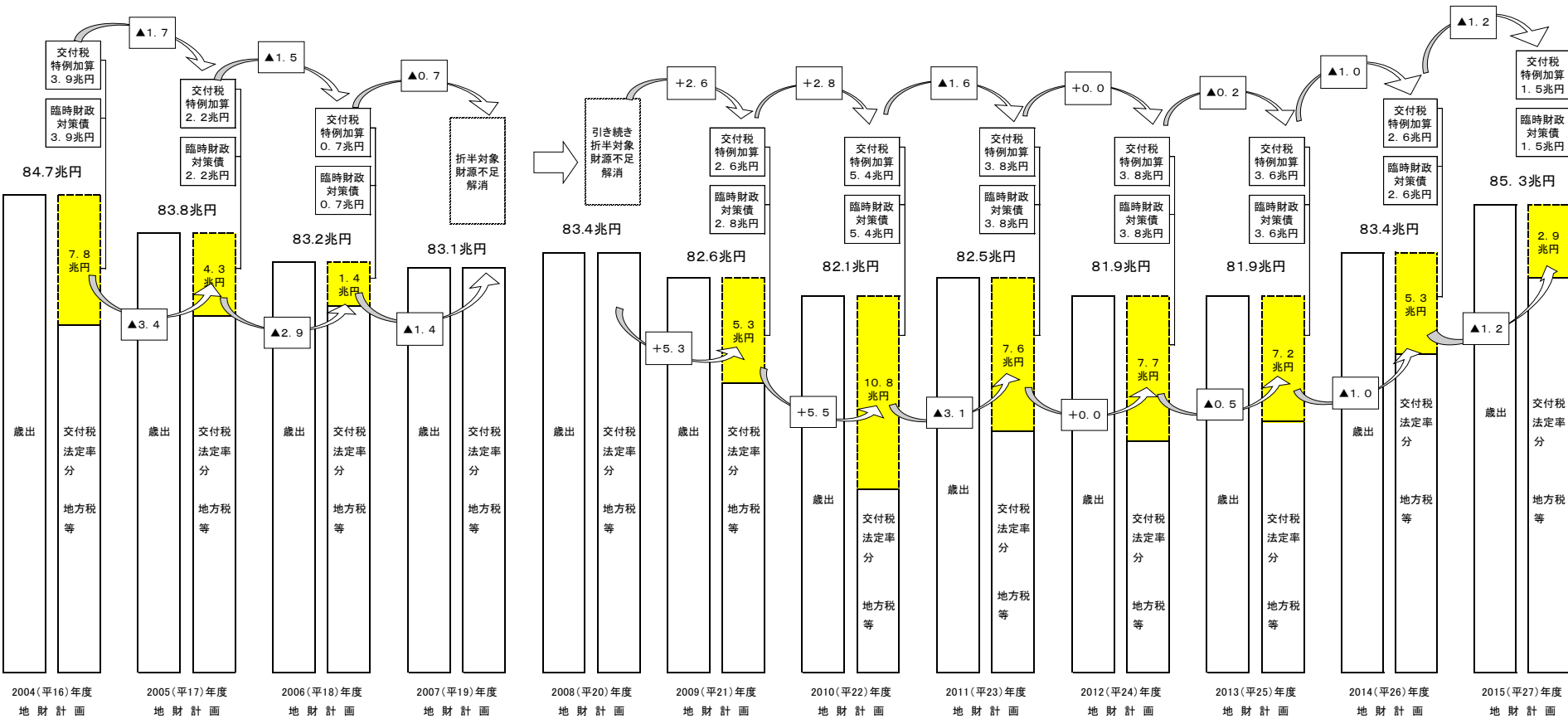
【一般職員に占める技能労務職員の割合(※2)】



(※1) 「教育公務員」、「警察官」、「臨時職員」、「特定地方独立行政法人職員」及び「特定地方独立行政法人臨時職員」に該当する職員以外の常勤の職員。

(※2) 平成24年地方公務員給与実態調査(総務省)より。都道府県、指定都市、市区町村及び一部事務組合の職員数(普通会計関係)の合算による。

地方財源不足額の推移



公債費(臨時財政対策債の償還・積立不足)

○ 臨時財政対策債については、その元利償還金に相当する額が基準財政需要額に算入されているが、現実には、その額の全ては償還(減債基金への積立を含む)に使われていない(=他の歳出に流用)。

※ 基準財政需要への算入額は、20年と30年の定時償還を組み合わせた額が算定されているが、実際の地方団体の償還方法は満期一括償還のケースもある。この場合、実際の償還までの間は、基準財政需要に算入された金額を他の歳出に流用することが可能な状態となっている(本来は、減債基金へ積み立てておくべき)。

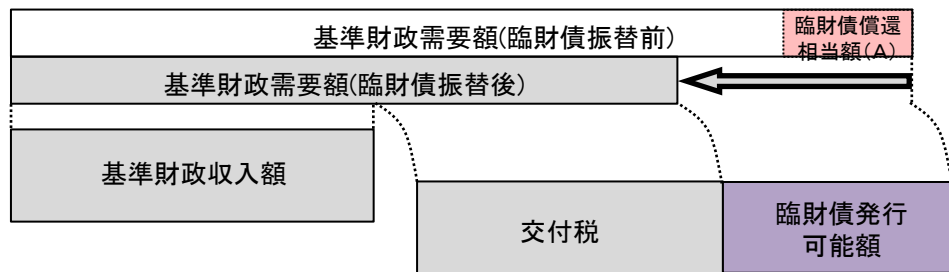
○ 具体的には、これまでに臨時財政対策債を発行した地方公共団体のうち実際の償還額(減債基金への積立を含む)が基準財政需要額に算入された額を下回る都道府県及び政令指定都市の償還・積立不足額は、25年度までで累積約4,400億円。この分、将来の地財措置額が償還必要額を下回ることになり、他の歳出を圧迫することになる。

※ 例えば、ある自治体が30年の満期一括償還で臨財債を発行し、30年間均等に減債基金への積立を行っている場合でも、地財措置は、20年と30年の定時償還を組み合わせた額が措置されるため、将来的には、地財措置額<積立額となり、積立のための財源不足が生じ、他の歳出を圧迫する。

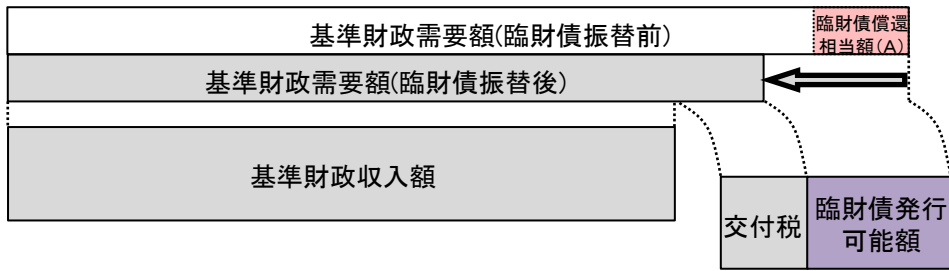
○ 基準財政需要に算入された元利償還分は、確実に償還(又は減債基金への積立)に充てられる仕組みとすべき。

地方交付税の算定イメージ

【A県】



【B市】



【参考資料】

赤井伸郎・石川達哉(2012)「交付税とは似て非なる臨時債—道府県は償還財源先食い要注意—」日経グローバル No.204 2012.9.17

石川達哉・赤井伸郎(2013)「臨時財政対策債の構造と膨張の実態—基準財政需要算入額と積立・償還額から見た自治体行動の実証分析—」(2013)『大都市制度・震災復興と地方財政』日本地方財政研究叢書第20号p65-83

赤井伸郎(2014)「みんなで渡る怖い橋」『十字路』日本経済新聞 2014年9月15日夕刊

基準財政需要算入額と実際の償還・積立額の差額の累積が200億円を超える地方公共団体(平成25年度末時点)

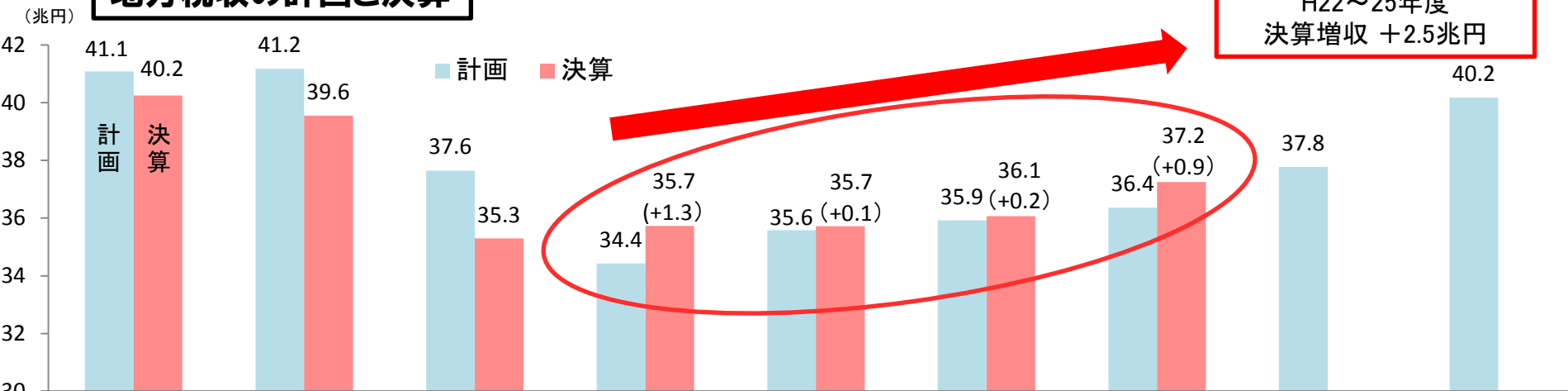
福岡県	395億円
千葉県	386億円
宮城県	365億円
山形県	363億円
北海道	314億円
岩手県	302億円
秋田県	272億円
静岡県	234億円
京都市	214億円
奈良県	207億円

(※) 緒方林太郎衆議院議員提出臨時財政対策債償還に関する質問に対する答弁書(27.2.3)より

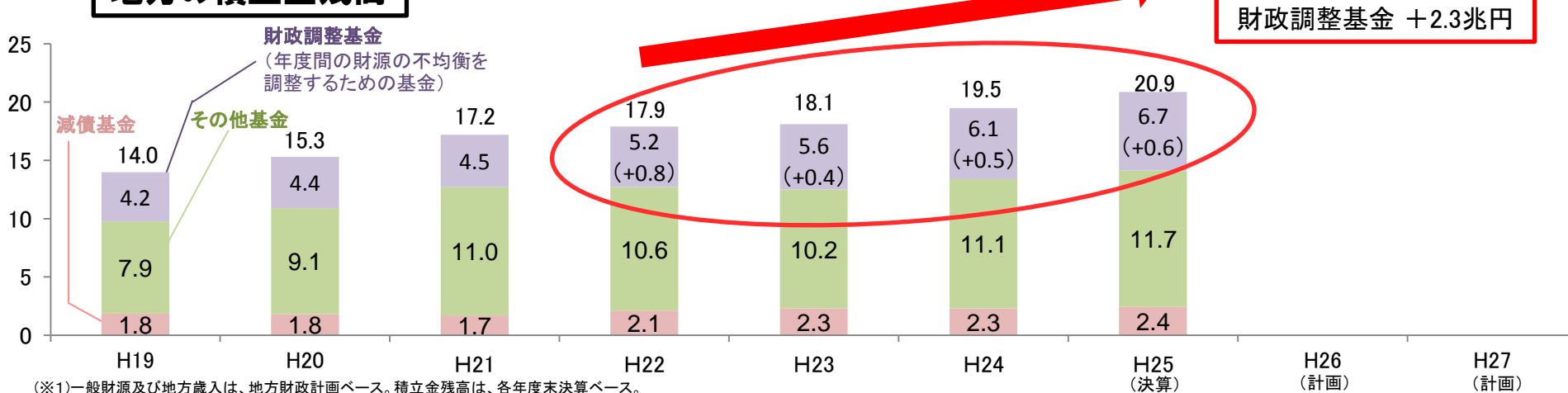
地方税収の適切な見積り(決算増収と地方の基金残高の増加)

- 地方税収は、平成22年度から決算増収が続いており、22～25年度までの累計で+2.5兆円の決算増収。
 - この結果、地方の財政調整基金(年度間の財源調整のための基金)の残高は、同時期に、+1.9兆円の増加。
 - 地方税収の過少見積りは、地方交付税の特例加算と臨財債の増発を通じて、国・地方の借金を増加させるもの。更には、積み上がった基金残高が将来的に歳出化されることにより、予期せぬ地方PBの悪化要因ともなりうる。
- ⇒ 近年の決算増収も踏まえ、適切な地方税収の見積りを行う必要。

地方税収の計画と決算



地方の積立金残高



(※1)一般財源及び地方歳入は、地方財政計画ベース。積立金残高は、各年度末決算ベース。

(※2)平成23年度から25年度までの積立金残高については、被災3県のその他基金(23年度:1.5兆円、24年度:1.5兆円、25年度:1.5兆円)を除いた額。

都道府県の財政力(平成25年度)

財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額 (過去3年分の平均値)

< 財政力指数が >

0.7以上1.0未満の6団体					<0.5以上0.7未満の11団体					<0.4以上0.5未満の7団体					<0.3以上0.4未満の13団体					<0.3未満の10団体> (単位 億円・%)				
道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税				道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税				道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税				道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税				
収入額	構成比	収入額	構成比	収入額		構成比	収入額	構成比	収入額	構成比		収入額	構成比	収入額	構成比	収入額		構成比	収入額	構成比	収入額	構成比		
愛知県 (0.91)	9,976	6.8	2,467	7.0	静岡県 (0.68)	4,535	3.1	1,049	3.0	岐阜県 (0.499)	2,189	1.5	412	1.2	山口県 (0.399)	1,486	1.0	329	0.9	和歌山県 (0.299)	892	0.6	162	0.5
神奈川県 (0.91)	10,592	7.2	2,150	6.1	茨城県 (0.61)	3,361	2.3	667	1.9	岡山県 (0.48)	2,007	1.4	416	1.2	新潟県 (0.398)	2,446	1.7	544	1.5	宮崎県 (0.299)	951	0.6	165	0.5
東京都 (0.87)	24,989	16.9	9,271	26.4	兵庫県 (0.60)	5,915	4.0	1,146	3.3	長野県 (0.44)	2,198	1.5	420	1.2	奈良県 (0.396)	1,212	0.8	152	0.4	鹿児島県 (0.298)	1,383	0.9	242	0.7
千葉県 (0.75)	6,727	4.6	1,157	3.3	福岡県 (0.58)	5,215	3.5	1,146	3.3	石川県 (0.44)	1,309	0.9	292	0.8	愛媛県 (0.39)	1,337	0.9	309	0.9	長崎県 (0.296)	1,115	0.8	195	0.6
埼玉県 (0.75)	7,241	4.9	1,187	3.4	栃木県 (0.57)	2,355	1.6	498	1.4	福島県 (0.43)	2,141	1.4	503	1.4	北海道 (0.39)	5,542	3.8	953	2.7	徳島県 (0.29)	802	0.5	187	0.5
大阪府 (0.73)	10,442	7.1	3,049	8.7	群馬県 (0.56)	2,192	1.5	457	1.3	香川県 (0.43)	1,107	0.7	277	0.8	山梨県 (0.37)	925	0.6	207	0.6	沖縄県 (0.29)	1,045	0.7	206	0.6
(小計)	69,967	47.4	19,280	54.9	広島県 (0.56)	3,087	2.1	708	2.0	富山県 (0.43)	1,216	0.8	250	0.7	福井県 (0.36)	972	0.7	218	0.6	秋田県 (0.27)	932	0.6	159	0.5
					三重県 (0.55)	2,163	1.5	454	1.3	(小計)	12,167	8.2	2,570	7.3	熊本県 (0.36)	1,563	1.1	266	0.8	鳥取県 (0.24)	523	0.4	98	0.3
					京都府 (0.55)	2,678	1.8	574	1.6						大分県 (0.34)	1,082	0.7	202	0.6	高知県 (0.23)	619	0.4	99	0.3
					滋賀県 (0.53)	1,519	1.0	343	1.0						山形県 (0.32)	1,045	0.7	176	0.5	島根県 (0.22)	638	0.4	129	0.4
					宮城県 (0.53)	2,663	1.8	649	1.8						青森県 (0.31)	1,357	0.9	213	0.6	(小計)	8,899	6.0	1,641	4.7
					(小計)	35,684	24.2	7,690	21.9						佐賀県 (0.31)	803	0.5	165	0.5	全国計	147,739	100	35,142	100
															岩手県 (0.30)	1,249	0.8	226	0.6					
														(小計)	21,020	14.2	3,959	11.3						

※赤枠は不交付団体を示している。

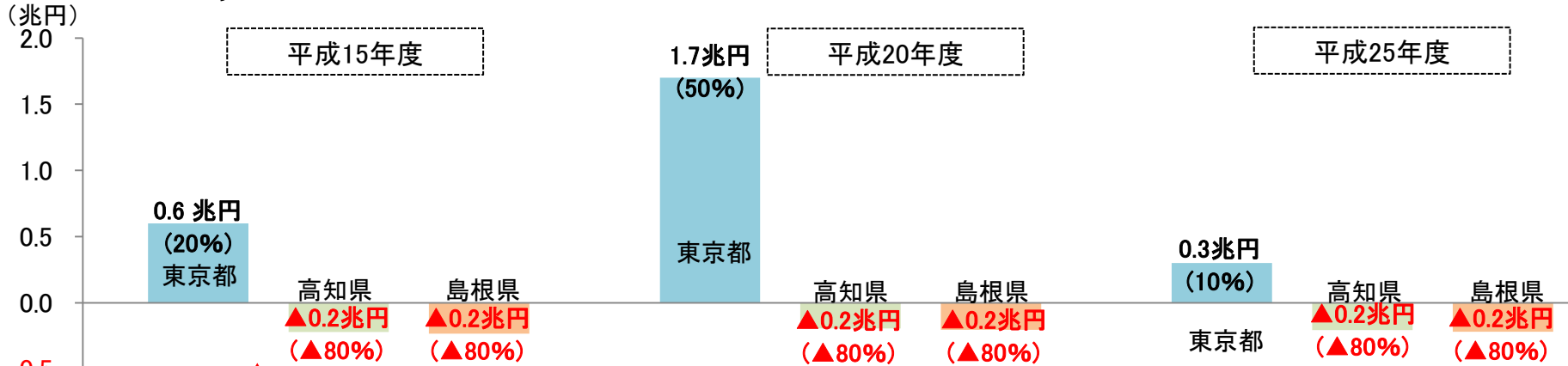
(注1) 道府県税の収入額に含まれる地方消費税については、都道府県間の清算を行った後の額を計上している。

(注2) 都道府県下の()書きについては、財政力指数を示している。

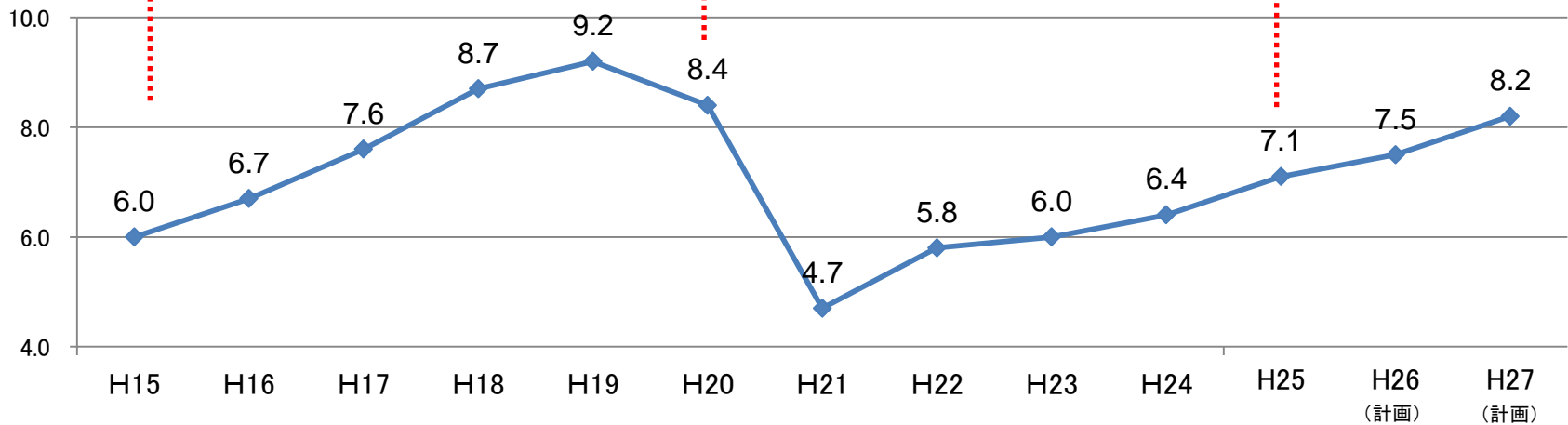
地方法人課税の偏在是正（地方団体間の財政力格差）

○ 今後、地方法人二税の税収回復により、地方団体間の財政力格差の拡大が見込まれる。

〔財政力の格差〕 財源超過額及び財源不足額（標準的な行政需要（基準財政需要）に対するその割合）



〔地方法人二税の税収〕



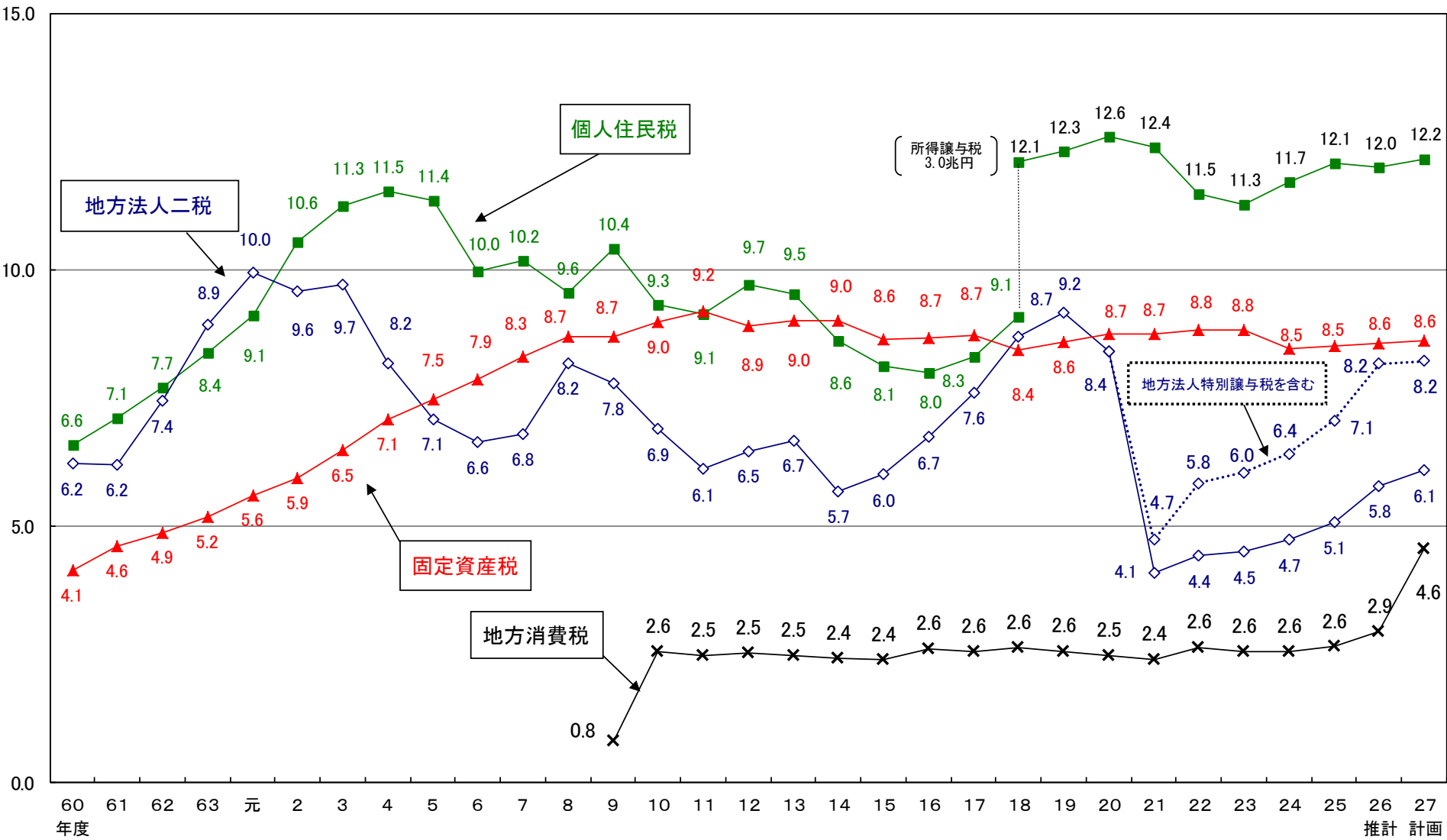
東京都及び平成25年度の財政力指数の下位2県と比較。

(※1) 普通交付税大綱等を元に作成。東京都は23区を含む。基準財政需要は、臨時財政対策債振替後の額。

(※2) 地方法人二税については、超過課税及び法定外税等を含まず、平成25年度までは決算額、26年度、27年度は地方財政計画額。

主要税目(地方税)の収の推移

(兆円)



(注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 2 平成25年度までは決算額、26年度は推計額(H27.1時点)、27年度は地方財政計画額である。
 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。
 (㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.4兆円、(㉗) 2.1兆円)